

1社もつぶさない！ 知恵と力を出しあい、新型コロナウイルスによる危機を乗り越えよう

新型コロナウイルス関連の中小企業支援施策

中小企業家同友会全国協議会

新型コロナウイルス感染症の影響によって、多くの中小企業は深刻な打撃を受けています。各同友会では、「一人でも悩まないで、仲間にも相談し、中小企業支援施策も活用してこの難局を乗り越えていこう」とさまざまな取り組みが行われています。新型コロナウイルスに関連した国の主な中小企業支援施策を紹介します。

※掲載しているもの以外にもさまざまな支援施策があります。掲載の施策も含めて詳しくは経済産業省の以下のサイトをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00> または [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索

分野	企業の課題	施策名/問い合わせ先	施策の概要
金融 (資金繰り)	売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい	コロナ特別貸付、セーフティネット保証 【問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫各支店、信用保証協会	新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です(企業の規模に応じて上限があります)。セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。
	既に受けた債務の返済があるため、追加の返済負担を負いたくない	コロナ特別貸付 【問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫各支店	新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子になります(企業の規模に応じて上限があります)。
	売上減少に伴い、既に受けた債務の返済が困難	返済猶予等の既往債務の条件変更(政府から金融機関へ要請) 【問い合わせ先】取引金融機関、最寄りの信用保証協会	政府は、政府系金融機関・民間金融機関に対して、「元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること」という要請を行っています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談ください。
雇用	事業活動を縮小せざるを得ないが雇用を維持したい	雇用調整助成金 【問い合わせ先】最寄りの都道府県労働局	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。 【助成率】大企業2/3、中小企業4/5 → 解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10。
	感染拡大防止のため、テレワークを導入したい	テレワークマネージャー派遣事業 【問い合わせ先】テレワークマネージャー派遣事業事務局	テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。
		時間外労働等改善助成金特例コース(テレワークコース) 【問い合わせ先】テレワーク相談センター	今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業を支援します。助成対象の取組:テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則等の作成・変更、研修、外部専門家によるコンサルティング等。補助率:1/2(1企業当たりの上限額:100万円)。
IT導入補助(生産性革命推進事業) 【問い合わせ先】一般社団法人 サービスデザイン推進協議会	③事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。		
設備・販路開拓	サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組みたい	ものづくり・商業・サービス補助 【問い合わせ先】ものづくり補助金事務局	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。補助上限:原則1,000万円。補助率:中小1/2、小規模2/3。
		持続化補助 【問い合わせ先】全国商工会連合会、日本商工会議所	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。補助額:上限50万円、補助率:2/3。
税・社会保険料	資金繰りが厳しく、税金や社会保険料の納付が困難	国税・地方税の納付の猶予制度 【問い合わせ先】所轄の税務署	新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価(財産の差押えや売却など)の猶予が認められることがあります。また、一定の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。
		厚生年金保険料等の猶予制度 【問い合わせ先】最寄りの年金事務所	厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは換価(財産の差押えや売却など)の猶予や納付の猶予が認められる場合があります。
経営相談	今後の資金繰りや会社経営、支援施策の活用などについて相談したい	相談窓口(中小企業支援機関など) 【問い合わせ先】経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」参照。	新型コロナウイルスの流行により、影響を受けた、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置し、経営上の相談を受け付けています。 ※各同友会でも相談窓口を設けているところがあります。所属同友会の事務局にご確認ください。

※上記の施策の内容は2020年4月2日時点のものです。随時更新されていますので、最新の情報をご確認ください。4月7日決定予定の国の緊急経済対策については次号で紹介いたします。